

所得税・住民税の申告は3月15日(木)まで

- ◆申告会場 中山地区：中山農村環境改善センター
 大山地区：大山支所第1会議室
 名和地区：役場本庁舎第3・4会議室
- ◆受付時間 午前) 9時～11時、午後) 13時～16時

申告は
お早めに!

対象地区名	月日	曜日	午前(受付時間9:00~11:00)	午後(受付時間13:00~16:00)	申告会場
			対象部落名	対象部落名	
中山地区	2月6日	月	還付申告受付(給与・年金)、確定申告相談(中山地区)		役場本庁舎 第3・4 会議室
大山地区	2月7日	火	還付申告受付(給与・年金)、確定申告相談(大山地区)		
名和地区	2月8日	水	還付申告受付(給与・年金)、確定申告相談(名和地区)		
全地区	2月9日	木	還付申告受付(給与・年金)、確定申告相談(全地区)		
全地区	2月10日	金	還付申告受付(給与・年金)、確定申告相談(全地区)		
中山地区	2月13日	月	中山口・内蔵・北御崎・曲松・浜ノ上団地 阿弥陀山・中山Mコーポ	潮音寺・栄田・金屋・植松・南御崎	中山農村 環境改善 センター
	2月14日	火	下田中1区・中林・赤坂	羽田井・下田中2区・ナスパルタウン・下甲	
	2月15日	水	八重・樋口・退休寺	束積・石井垣・下市駅前・春日・因ノ庄 さざんか台団地	
	2月16日	木	萩原・報国・塩津・二本松・香取・殿河内	上市・下市・高橋	
	2月17日	金	林之峯・庄田・大中尾・岡 住吉・中池谷・西住吉	松河原・長野・中尾	
大山地区	2月20日	月	平田・稲光・保田	上万・富岡・安原	大山支所 第1会議室
	2月21日	火	莊田・長田・あずみの郷	妻木・上野・末長	
	2月22日	水	平木・中高二区・唐王・やすらぎの里	中高一区・神原・上中高・野田・清原	
	2月23日	木	中高三区・西区・大山口・大山口団地 栄・新栄	福尾・所子・末吉	
	2月24日	金	畑・蔵岡・明間・あけまの森・大山・前・平	國信・原・別所	
	2月27日	月	種原・一の谷・美野留・坊領(1~4班)	佐摩・香取・飯戸・大谷・下楨原・宮内	
	2月28日	火	赤松(上・下口・奥村)・中楨原 今在家・今在家住宅	坊領(5~8班)・赤松(中口・河原)	
名和地区	3月1日	木	倉谷・峯小竹・小竹・ひかりが丘・八景台	上前谷・下前谷・上木料・下木料	役場本庁舎 第3・4 会議室
	3月2日	金	上坪東・上坪西・陣構・楽仙	下坪・西坪・駅前	
	3月5日	月	古御堂・文珠領・中村・千歳・大塚・福田	富長中・富長西・茶畑・塚根・古原・押平	
	3月6日	火	東高田・新高田・大雀・押平1区	富長東・上高田・西高田・押平2区 押平3区・南高田・上福	
	3月7日	水	坪田3区・香取弥生・門前・神田 東谷・上大山	坪田1区・坪田2区・栃原・渡道・旧奈和	
	3月8日	木	梶原・堂団・下大山・新坪田	御来屋 東・1・2・3・4・5区	
	3月9日	金	御来屋 6・7・8・9・10・11区	御来屋 南・みどりのぞみ区・漁港団地	
中山地区	3月12日	月	未申告の方(中山地区)		役場本庁舎 第3・4 会議室
大山地区	3月13日	火	未申告の方(大山地区)		
名和地区	3月14日	水	未申告の方(名和地区)		
全地区	3月15日	木	未申告の方(全地区)		

※2月6日～10日までの間は、給与・年金の方の所得税の還付申告の受付を行います。
 また、給与・年金以外の農業、営業、その他の所得がある方や医療費控除等の相談も行います。

会場が大変混み合いますので、なるべく指定日にお越しください。
 申告書はご自分で作成され、必要な領収書、証明書などいっしょに
 申告時にお持ちください。

◆問い合わせ先 税務課 ☎0859-54-5208

《国税・地方税の申告は電子申告で》

○国税の電子申告・納税について
 一国税庁ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

さあ! ネットで申告



○地方税の電子申告について
 一地方税電子化協議会ホームページ
<http://www.eltax.jp>



米子税務署からのお知らせ

米子税務署の確定申告の受け付けは次のとおりです。

- ◆期間 2月9日(木)～3月15日(木)
- ◆受付時間 9時～16時(※土・日はのぞきます)
- ◆会場 米子コンベンションセンター(ビッグシップ)
- ◆問い合わせ先

米子税務署 ☎0859-32-4121

申告書の作成・提出はe-TAX(イータックス)または郵送で!

確定申告期間中の申告会場は混雑が予想されます。

国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」や確定申告の手引き等を参考に申告書を作成され、「国税電子申告・納税システム(e-TAX)」や郵送等により提出されることをお勧めします。